

平成 30 年 5 月 31 日

各 位

越 前 信 用 金 庫
理 事 長 西 野 浩 一

不祥事発生のお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫職員による下記の不祥事が発生いたしました。社会的、公共的使命を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、このような不祥事を発生させ、日頃から当金庫を信頼しお取引いただいておりますお客様、会員の皆様、ならびに関係各位に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、今回の不祥事を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1. 不祥事の概要は以下のとおりです。

事 故 者	当金庫職員
発 覚 日	平成 30 年 5 月 18 日（金）
発 生 期 間	平成 24 年 12 月～平成 30 年 4 月
発 生 店 舗	美山支店 平成 24 年 12 月～平成 29 年 1 月 二の宮支店 平成 29 年 1 月～平成 30 年 4 月
事故金額等	55,760,566 円（129 件）（うち着服額 46,257,072 円） （被害額は、事故者および親族より全額弁済されています。）
内 容	事故者は、窓口の端末でお客様の普通預金口座、定期預金口座から出金、解約取引を行い、遊興費等に資金を着服した。事故者は、事実の発覚を逃れるため、出金、解約取引のオンラインデータが印字された当該伝票を破棄していた。
発覚の経緯	お客様から「通帳が記帳出来ない」との申出を受け、取引履歴の調査を実施したところ、伝票不存在による出金履歴が発覚。

2. お客様への対応

ご迷惑をおかけいたしましたお客様には、被害金額を回復するとともに深くお詫びし、事実関係を説明しております。

3. 監督官庁への届出

本件につきましては、北陸財務局および警察署に報告しております。

4. 人事処分

今後、速やかに事故者、本件に関する管理監督者および経営陣を厳正に処分いたします。

5. 今後の再発防止策

このたびの不祥事件の発生を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、事務取扱の厳正化、牽制機能の強化、法令遵守に係る教育・指導の徹底など、再発防止に向けた内部管理態勢をさらに進め、皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

越前信用金庫 総務部 担当（鈴木、松田、田中）

TEL 0120-1475-99

以上